

農業振興地域整備計画の個別見直し業務を再開します

南関町では、農業振興地域整備計画の全体見直しを実施していた関係上、個別見直し業務を一時停止(令和5年9月15日～令和7年3月末)しておりましたが、4月より業務を再開いたします。

農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農用地として利用すべきとされた集団的な優良農地の区域です。したがって、農用地区域内の農地を転用する場合は、事前に農用地区域からの除外手続きが必要となります。

農用地を転用して農地以外の利用をする場合は、その農地が所在区域などによっては認められない場合があります。また、中山間地域等直接事業や多面的機能支払交付金を受けている場合は、遡って返還が必要となります。

個別見直しは県の同意が必要となり、その協議が年2回(5月・11月)開催されます。この県協議の前に南関町農業振興地域整備促進協議会での書類受付及び審議会を経る流れとなっております。特に、農地を農地以外に使用するためには、農地法をはじめ、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)など、様々な規制がありますので、事前にご相談ください。(ご相談の際は、申出地や事業計画など具体的にお聞きします。)

【書類の受付期限】

5月県協議	…	毎年3月31日までに必要書類の提出があった分
11月県協議	…	毎年9月30日までに必要書類の提出があった分

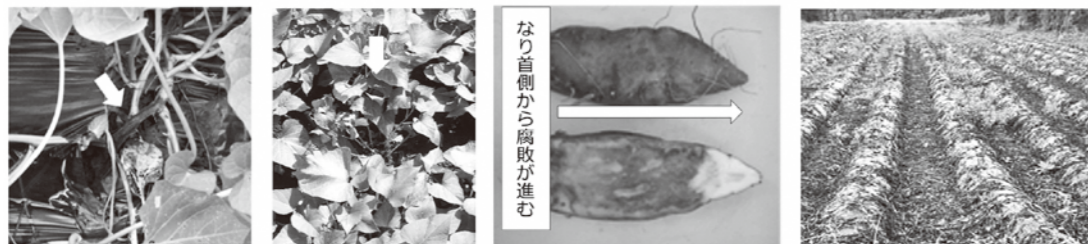
問 経済課 農政係 ☎57-8504

サツマイモを病気から守りましょう!

サツマイモ基腐病は、平成30年度に国内で初めて確認され、令和2年10月以降、熊本県内でも発生しています。この病気にサツマイモが感染すると、地表部から茎の変色や、いもの腐敗などが起き、ひどい場合、株が枯死します。これからサツマイモは定植時期を迎えます。この病気を防ぐために、健全な種いも・苗を登録薬剤へ浸漬消毒して使用するとともに、ほ場の土壌消毒と植え付け前の排水対策等を徹底しましょう。万が一発生した場合は、病気が広がる前に発病した株をほ場の外に出し、腐熟させます。加えて、ほ場内の発生箇所に登録薬剤を散布しましょう。

問 病害虫防除所(096-248-6490)または玉名地域振興局 農業普及・振興課(74-2135)までお尋ねください。

○被害の特徴



○健全な種いも・苗を登録薬剤へ浸漬消毒して使用



○ほ場の土壌消毒と植え付け前の排水対策等

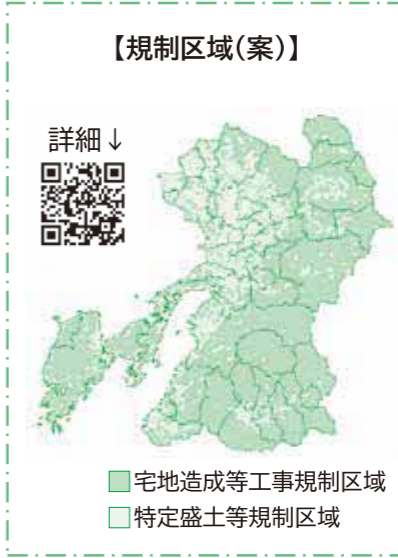


参考資料:生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業(O1020C)および戦略的スマート農業技術等の開発・改良(SA2-102N) 令和4年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より

『盛土規制法』に基づく 手続きの要否をご確認ください!

本県では、令和7年4月1日に、盛土規制法に基づく規制区域を指定し、同法の運用を開始する予定です。

Q. 規制区域の範囲は?
A. 原則県全域を規制区域に指定します。



運用開始以降、規制区域は県ホームページ、地域振興局、市町村窓口で確認できます。

Q. どのような手続きが必要?
A. 許可・届出の手続きが必要です。

令和7年4月1日(予定)以降に、一定規模以上の盛土・切土や土砂の仮置きをする場合は、事前に許可・届出の手続きが必要です。

許可・届出期限:

(許可) 工事着手前までに許可を受ける必要があります。
(届出) 工事着手30日前までに届出をする必要があります。

Q. 手続きの対象となる行為は?
A. 盛土・切土行為や土砂の仮置き、土捨て行為等が対象です。

住宅や駐車場等を建設するための盛土・切土、太陽光発電設備を設置するための盛土・切土などの工事は、一定規模以上の場合は、許可・届出が必要となります。

【許可・届出が必要となる行為(事例)】

造成工事 宅地や駐車場、資材置き場等のための盛土・切土	土砂の採取 山から土砂を切り出す行為	土砂ストックヤードへの搬入 土砂を搬入し仮置く行為	残土処分場 残土処分場に搬入し土砂を処分する行為
---------------------------------------	------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

※道路や河川等の区域内における工事は、規制の対象外です。
※敷地の整地、建築基礎工事に伴う掘削や埋戻し、運用開始前までに盛土等の工事が完了する場合は、手続き不要です。

Q. 土地所有者が注意すべきことは?
A. 盛土等が危険な状態である場合、施工者だけでなく、土地所有者等にも責任が及ぶ可能性がありますので、土地を貸し、他人が盛土・切土や土砂の仮置きを行う場合も、土地の安全管理に努めてください。

※土地の所有者等(土地の所有者、管理者、占有者を指します)。



- ✓ 手続きの要否の確認
- ✓ 盛土等の状態の定期的な確認が重要です

Q. 現在着手している工事の手続きは?
A. 運用開始日から、21日以内に「届出」が必要です。

運用開始前に造成工事に着手し、運用開始以降も継続して行う盛土・切土工事や土砂の仮置きは、届出が必要となります。

現在、盛土・切土を伴う工事や、残土処分場土砂ストックヤード等の運営を行っている方、これから工事に着手しようとしている方は、ご相談ください。

届出期限: 令和7年4月1日(予定) から令和7年4月22日(予定)まで
届出先: 熊本県建築課に直接提出してください。

◎各種申請は、各市町村盛土担当課を経由して、県建築課に提出してください。

【お問い合わせ】
 税務住民課 環境対策係
 TEL 0968-571-8579
 県建築課
 TEL 096-333-2542
 県ホームページ